

基山町告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、都市計画の種類及び名称を次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を定住促進課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月23日

基山町長 松田 一也



1 都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画地区計画 三川上三川下地区地区計画